

1999年度学習院大学史学会総会

第15回学習院大学史学会大会

期日：1999年6月5日(土)

会場：学習院創立百周年記念会館

●プログラム：

・総会 9:45～10:45 【小講堂】

・研究報告

第1部 11:00～12:00

【第1会議室】

「八世紀の坊令について」

学習院大学大学院博士後期課程 市川 理恵氏

【第3会議室】

「儀式と身分制—岩倉具視の古式復興および身分制確立の意図—」

学習院大学大学院博士後期課程 伊藤 真実子氏

第2部 13:00～14:00

【第1会議室】

「当知行と惣領制—惣領制から一族一揆へ—」

学習院大学大学院博士後期課程 田中 大喜氏

【第3会議室】

「中国古代関中平原の水利開発と環境への眼差し—鄭国渠から白渠・龍首渠へ—」

学習院大学大学院博士後期課程 村松弘一氏

第3部 14:00～15:00

【第1会議室】

「近世期の神宮傳奏について」

学習院大学大学院博士後期課程 渡辺 修氏

【第3会議室】

「ランス大司教人事とグレゴリウス改革」

学習院大学大学院博士後期課程 加藤 政男氏

・講演 【小講堂】

15:30～16:30

「相撲と社会史」

学習院大学文学部史学科教授 高埜 利彦氏

16:45～17:45

「移民社会と宗教—18世紀～19世紀の貴州省を中心に」

学習院大学文学部史学科助教授 武内 房司氏

・懇親会 【第1～3会議室】

18:00～20:00

●研究報告要旨：

「八世紀の坊令について」

市川 理恵氏

本報告では、「京職」の職員であり、「京」の末端支配を担ったと思われる「坊令」を考察すること で、律令国家の「京」支配の特色を探りたいと思う。

古代日本において律令国家はその膝下に、特別な行政区域である「京」を設けた。「京」は律令国家の権威によって、官司や人民が結集した地であり、人工的に造られた空間であった。つまり「京」は、天皇の居所であるとともに全国支配を行う場であり、それゆえに国家統治のための中央官司が所在し、これを運営する官人たちが居住した。そして「京」には、一般の人々も居住したと考えられている。律令国家はこのような「京」に、国司を置かず、左右の「京職」を設けてその一般行政を管掌させた。

本報告で考察する「坊令」は、職員令左京職条によると、「京職」の職員であり、各十二人が配置されている。また戸令置坊長条や同令取坊令条の規定によると、「京」では坊ごとに「坊長」一人、四坊ごとに「坊令」一人が置かれ、正八位以下で「明廉強直、堪時務者」が任用されることになっていた。そしてその職掌は「檢校戸口・督察・非・催駟賦徭」であった。

「坊令」については、これまで曾我部静雄氏の「坊令の身分」(『日本歴史』一四一、一九六〇)で、坊令の身分や選叙が研究されているが、これ以降専論が存在しない。また「京」の支配については、北村優季氏の「平安京の支配機構—在家支配を中心に—」(『史学雑誌』九四—一、一九八五)の論文が存在するが、これは十世紀以降を考察しており、八・九世紀については触れられていない。そこで本報告では、主に『律令』から坊令の出身や選叙を再度考察し、『律令』における坊令の位置づけを探りたいと思う。そしてこれを諸国の郡司、あるいは中国の里正・坊正と比較することで、八・九世紀の律令国家の「京」支配の特色を捉えたいと思う。

「儀式と身分制—岩倉具視の古式復興および身分制確立の意図—」

伊藤 真実子氏

I はじめに

明治十五年十一月、岩倉具視は「内規取調局設置に関する意見書」を提出した。岩倉は、この意見書を憲法の中に皇室に関する条項を入れるべきではないという考え方にもとづいて作成し、内規取調局を皇室典範の起草準備機関として設置することを提示した。この意見書や、華族会館の創設などの業績から、岩倉具視は伝統的身分制度に固執する保守派指導者とみなされてきた。しかし、私は岩倉を単純な保守派ではないと考える。というのも岩倉は古い宮廷政治の打破を掲げて明治維新にのぞみ、また下級の公家であるゆえ、それまでの身分制に固執しては政府中枢へ入る事は不可能であったからである。

そこで、当時の社会状況と岩倉の政治的立場を考慮に入れながら、「内規取調局設置に関する意見書」(注1)において、彼が身分や儀式にこだわった意図を探る。

II 身分制度の細分化

岩倉は、身分制—とりわけ皇族、華族—のより細かな規定を作成することで、天皇とその他の人々との差異の強調を図る。なぜなら、明治政府の統治の正統性は、天皇の歴史的伝統性が、前政権である徳川幕府より優越していることであったからである。岩倉は、身分の序列を制度化することで、天皇を頂点とした新たな社会構造を明確化しようとしたのである。また維新の功労を褒賞の対象とし、称号を与えることで華族に新規参入できる機会を認めている。したがって岩倉は、古い家柄制度に固執していたわけではなかった。

III 儀式の創造

岩倉は、誰が誰に忠誠を誓うかという構図が明確に可視化される場として、儀式の重要性を認識していた。そこで官吏任命式を創造する。「官吏任命式」は皇室、国家への忠誠を誓う儀式であり、そこには天皇、皇族、政府の実力者が一同に会した。すなわちその場における天皇からの距離は、政府内での権力の程度の差であった。さらに岩倉は、国家行事が天皇を頂点とした支配体系の全国化に有効であると考え、新嘗祭の国家行事化を図り、行事執行者である天皇への恭敬の情を全国的に培養しようとした。つまり官吏任命式、新嘗祭などの儀式を、天皇を中心とする秩序体系の形成と、全国的同質性を人々に想起させる装置として重視していた。

IV おわりに

岩倉は、まず天皇と直接関係を有する機会を持つ皇族、華士族、政府中枢の人物、からなる第一義的社会を構築すべく身分の明確化に取り組む。岩倉は、秩序の序列の基準となる「身分」を、政府内での地位を示す表示として重視した。また褒賞に伴う称号授与によ

って身分が上昇した人々にとって、天皇はその名誉を与える後ろ盾として、威信を放ちつづけなければならなかった。

そこで、一般人民を加えた天皇を頂点とする第二義的社会を構築すべく、儀式を活用する。つまり、彼等にとって天皇が一般のひとびとから崇拜されることは、単に天皇が主権者として社会秩序の頂点に位置することのあらわれだけでなく、彼らの地位をが人々から認められる上でも重要なのである。したがって、天皇と彼らは、「威信」を媒介にした相互異存関係にあった。すなわち岩倉は、単に保守派指導者（注2）として儀式や、身分制の確立を指示したのではない。自らをも含めた天皇を直接取り巻く政府内部における天皇を中心とした階層社会を形成すべく、「内規取調局」の設置を建議したのである。

（注1）「内規取調局に関する意見書」

『岩倉公実記』下巻（多田好問編 原書房 昭和四十三年）九五八—九六八頁内規取調局は、実際に十二月八日に設置され、総裁心得に、岩倉が就任した。

（注2）保守派指導者

高木博志氏は『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財—』（校倉書房 平成九年）のなかで、内規取調局の設置に引き続き、「京都皇宮保存ニ関シ意見書」を提出した岩倉を、皇室儀礼の構想と、旧慣、すなわち伝統の保存を通じて、天皇、皇室の擁護を一貫して行なったと表している。そして、岩倉は「旧跡」保存を、国内的には、人心収攬の意図から、国際的には欧州の先進国に比肩すべく皇室の権威を伸張する意図から行なったと述べている。

「惣領制」とは「中世武士の形成する社会組織の単位としての同族結合の体制」と一般的に定義づけられるが、近年「惣領制」に内在した「一門評定」という合議体を南北朝期の一揆の前段階と捉え、「惣領制」には、当知行安堵を目的とする領主「一揆」という側面があったことの指摘がされている。従来の研究においては、一族、近隣も含めた一揆的結合が個々の当知行を保証する体制とは、地縁の一揆である国人一揆の属性として指摘されてきたことであるだけに、この指摘のもつ意義は大変深く、今後とも慎重に議論していくことが求められると考える。従って本報告では、族的結合と所領保全との関わりをより具体的に考察することを通して、この指摘の妥当性、さらなる深化を探ることを主たる目的とする。

「惣領制」を構成する族的結合は、鎌倉中期以降現れる単独相続によって、一族成員対等の構造から嫡子（家督）を中心とする構造へと変容を遂げていくことが確認されるが、このような族的結合の再編が「惣領制」の仕組み自体をも変容させていったことは充分考えられることである。つまり、「惣領制」を当知行安堵を目的とする領主「一揆」と考えた場合、「惣領制」と「一族一揆」とをその構造（形態）的関連性（平等性と合議体の存在）から連続的に捉える見解に対しては、族的結合の再編の前後では形態的には類似性が認められるかもしれないが、内実（機能）においては相違が生じたのではないかと疑問を覚えるのである。形態的な類似性をもって「惣領制」と「一揆」とを連続的に捉える見解は、表面的考察に終始した結果を示すのではなかろうか。族的結合と所領保全との関わりを丁寧に描き出せば必然的に前者と後者との連続性ではなく、構造・機能上の差異こそが浮かんでくるはずである。つまり、「惣領制」から「一族一揆」への変容こそが導き出せるはずである。

なお、一揆による当知行とは私安堵にすぎず、当然その外円部には公権力（主として幕府権力）による安堵が控えている。一揆による当知行安堵のシステムとそれに対する幕府権力の安堵政策と訴訟制度の変容の関係にも言及し、「一揆の時代」到来の背景も展望的に述べる予定である。

「中国古代関中平原の水利開発と環境への眼差し—鄭国渠から白渠・龍首渠へ—

村松弘一氏

中国陝西省西安市を流れる渭水の北は関中渭北平原とよばれ、西から涇水・石川水・洛水・黄河の黄土を多く含んだ河が北から南へ流れている。この地域は古くから大規模な水利開発が行われ、とくに歴代の涇水を水源とする施設は「引涇灌漑工程」と総称される。これは戦国秦の鄭国渠を端緒として漢代の白渠に引き継がれ、現在は涇惠渠がそれを継承している。だが、史料を調べてみると、鄭国渠と白渠の間では対象区域が異なり、また、前者は「鹵地」（塩類集積地）を対象としているが、後者は対象としていないという違いも認められる。また、白渠と同じ武帝期に造られた龍首渠は「鹵地」を対象としている。そこで、本報告では「鄭国渠から白渠・龍首渠へ」という水利開発過程を通して中国古代における関中平原の環境への「眼差し」の変化を考察したい。

まず、鄭国渠・白渠・龍首渠の渠道を『史記』『漢書』『水経注』などの文献史料や現地調査の研究を踏まえて復原し、鄭国渠は涇水・洛水間、白渠は涇水・石川水間、龍首渠は洛水・黄河間を対象としていたことを確認する。これにより石川水・洛水間は鄭国渠の対象区ではあったが、白渠に至って灌漑が施されなくなったことがわかる。

つぎに、「鹵地」は原生塩類地と再生塩鹼化土壌の二つに分類され、鄭国渠・龍首渠に記載される「鹵地」とは前者で、それは塩池として後の史料にも現れる。そこで、「鹵地」の位置を確定するために、『水経注』から清代地方誌までの史料によって渭北に点在する池を収集・整理する。この結果、涇水・石川水間（Ⅰ区）には山間部とほとんどの平地が鹵地ではないこと、石川水・洛水間（Ⅱ区）には400mの等高線に沿って東西に塩池が分布すること、洛水・黄河間（Ⅲ区）には臨晋の北に二つの大きな塩池窪があることがわかった。つまり、鄭国渠の場合Ⅱ区の東西塩池分布区、龍首渠の場合臨晋北の塩池窪を示していたことが判明する。

以上の考察から、石川水・洛水間の「鹵地」という環境は鄭国渠から白渠への過程の中で利用されなくなったことがわかる。これは戦国秦から統一秦・漢にかけて関中渭北平原への「眼差し」が変化したことを示すと意味づけられる。すなわち、鄭国渠は戦国秦という領域的限界の中で、涇水から洛水までの環境全体をできるだけ利用する必要がある、「鹵地」を無理に農耕化せねばならなかった。その後、統一秦を経て、漢代になると渭北平原は中国全体の統一システムの中に組み込まれ、東方からの食糧供給により、相対的に利用価値は低下した。それゆえ、白渠は農耕化しやすい涇水・石川水間を選択して造られ、石川水・洛水間の「鹵地」は半ば放棄された。洛水・黄河間は魏に対する戦国秦の軍事都市から国都へ食糧を送る都市へ変化したため、「鹵地」を利用しようとして龍首渠が建設されたのである。なお、本報告は1998年8月の関中平原涇惠渠・洛惠渠の現地調査から発想を得たもので、その調査についても多少ふれられればと思っている。</p>

「近世期の神宮傳奏について」

渡辺 修氏

神宮傳奏は、龜山上皇の院政下の弘安二年（一二七九）に、初めてその活動が確認され、延慶二年（一三〇九）三月八日に、伏見上皇の院政下の評定で定められた「条々」に於いて、その設置が定められた。しかし、それ以降、その活動が、具体的にみられるのは、応永三五年（一四二八）以降であり、特に、十五世紀半ばに、連続して補任者が確認され、朝廷に於いて、伊勢神宮に関する事についての奏請と傳宣を担当している。以上から、神宮傳奏は、延慶二年三月八日に成立し、室町時代中期迄に制度的に確立したと考えられる。『公卿補任』文龜二年（一五〇二）条には、三条西実隆の補任がみられるが、この時以降、『公卿補任』に於いて、神宮傳奏の連続した補任が確認され、後述する様に、享保十六年（一七三一）以降、神宮上卿と表記が変更されるが、実質的な機能は変化せず、近世末期の慶応四年（一八六八）に至る迄常置された。

神宮傳奏の近世期の朝廷の伊勢神宮行政に於ける機能は、伊勢神宮からの奏事事項を天皇に奏上する事を始めとして、伊勢神宮に関する政務について、天皇・関白・武家傳奏の判断を仰ぎ、その指示により、神宮奉行を指揮して処理する事だった。更に、伊勢神宮神主の訴訟にも、直接その対応にあたる事もあった。

勿論、伊勢神宮神主への叙位申請に際し、その適否を判断し、自らの意志で却下したり、関白・武家傳奏へ意見を具申し、それを両者の決定に反映させたりする等、伊勢神宮行政を主導していく場合もあった。しかし、全体として、朝廷内部に於ける伊勢神宮行政に関する連絡役・伝達役としての側面が強い事は事実である。近世期の伊勢神宮に関する政務は、関白・武家傳奏・神宮傳奏・神宮奉行・官務・祭主によって遂行された。伊勢神宮からの要請・報告は、大宮司から祭主にもたらされた後、祭主・官務・神宮奉行・神宮傳奏の順で伝達され、神宮傳奏から関白・武家傳奏・天皇へ伝えられた。この三者からの命令は、神宮傳奏・神宮奉行・官務・祭主の順で伝達され、祭主から大宮司へ伝達された。伊勢神宮側では、大宮司を最上首として、その下に内宮のトップである内宮一禰宜以下十人の禰宜・外宮のトップである外宮一禰宜以下十人の禰宜、その下に、両宮共に多数の権禰宜以下の神主がおり、伊勢神宮の組織が形成されていた。

特に、神宮奉行・祭主・官務は、頻繁に神宮傳奏の私邸に集まり、伊勢神宮からの訴訟・問題を評議し、意見を交換した。

近世期の神宮傳奏は、伊勢神宮の式年及び臨時遷宮の準備・伊勢神宮禰宜からの訴訟の処理等に関与し、単に、伊勢神宮の事に関する奏請と傳宣を担当するだけにとどまらない、朝廷の伊勢神宮行政を担う専門職であった。

「ランス大司教人事とグレゴリウス改革」

加藤 政男氏

本報告では 11、12 世紀のランス大司教人事をとりあげ、いわゆる「グレゴリウス改革期」の北フランスの一司教座の大司教人事は、教権と王権（カペー朝）との間でいかなる様相を呈したのかを報告し、グレゴリウス改革研究や中世都市史研究に於ける（一都市をとりあげた）個別事例研究の有効性を検討したいと考える。

今回、個別事例として取り扱うランス（Reims）という司教座都市は、シャンパーニュ北部からピカルディー、アルトワ地方にかけての他の 11 の司教区の司教を監督・統括する大司教の座であり、フランス王の聖別式がおこなわれる地として王権とのかかわりが想起される街である。フランスに於ける司教の任免権をめぐる聖俗の争い、いわゆる「叙任権闘争」は、カペー王権が脆弱で国制の基盤となりえるような教会支配を実現していなかったために、さしたる政治問題には発展しなかったと解される場合も多い。しかし、王権が脆弱であればこそ、王権にとっては、影響力を行使しえる数多くない司教座の司教の任免権にかかわる問題が微少な問題であったとは考えにくい。その数多くない司教座が集中して分布していたのが王権の勢力基盤を含む北フランスのランス大司教管区及びランス大司教管区である。今報告で対象となる期間は、教皇で言えばレオ 9 世期から、改革の盛期であるグレゴリウス 7 世・ウルバヌス 2 世の時期を経て、アレクサンドル 3 世に至るまで、カペー王位ではアンリ 1 世からルイ 7 世までとする。

このうち、改革の前史と位置づけられることもあるレオ 9 世期からグレゴリウス 7 世の登位に至る時期には、就任後には「改革派」とみなされるような行動が知られているジェルヴェと、就任後のグレゴリウス 7 世との激しい対立で有名なマナッセ・ドゥ・グルネイのふたりがランス大司教に就任している。が、どちらも選任時にトラブルは生じていない。マナッセがグレゴリウス 7 世との関係悪化後に廃位されると、その後は選挙による司教選出が定着していくようになり、教権の影響力行使がすんなりと実現していたことが推測される。教権とカペー王権との係争が確認されるようになるのは、フィリップ 1 世の治世末期から、ランス大司教座に於いてはマナッセ・ドゥ・シャティヨンの後継人事からである。このころになると、選挙の実施による司教選出の原則がまもられるようになると同時に、王権の側からは新司教承認の権利が主張され、王の承認拒否やレガリア授与の拒否という手段がとられ、司教選任をめぐる係争は激しいものになっていった。そしてこのような変化の間には、カペー王権と教権との聖職叙任にかんする非公式協約による合意がなされたともいわれている。つまり叙任権闘争は、カペー王権下に於いては王権と教権による合意に至ったのちに、共有のルールのもとで激化したともとれるのである。